

## ふれあいの里・であいの森 送迎バス

主要駅周辺から  
施設へ直通運転

問長寿支援課  
☎922-1342 ☎922-3279

両館とも マイクロバス  
29人乗りの になります!

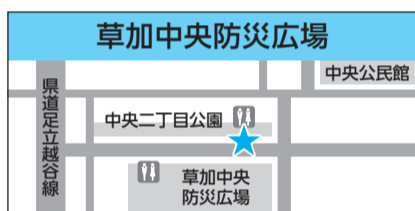


4月1日から送迎バスがマイクロバスになり、主要駅周辺から施設への直通運転となります(ルート途中での乗降不可)。

運行時間、バス停等の変更に注意してください。なお、バス運行の詳細は各館へ問い合わせてください。

であいの森 ☎936-2791 ☎936-2792

| 曜日      | 停留場所           | であいの森行き・停留時刻   |
|---------|----------------|--|
| 月・火・木・金 | 獨協大学前(草加松原)駅東口 | 【午前】9時20分・10時35分・11時35分<br>【午後】1時30分                 |
|         | 勤労福祉会館         | ★建物側、☆道挟んでマンション側<br>【午前】★9時30分・★10時45分<br>【午後】☆1時20分 |
|         | 草加中央防災広場       | 【午前】10時20分   |
| 水・土・日・祝 | 獨協大学前(草加松原)駅東口 | 【午前】9時20分・11時20分 【午後】1時30分                           |
|         | 勤労福祉会館         | ★建物側、☆道挟んでマンション側<br>【午前】★9時30分・☆11時10分 【午後】☆1時20分    |
|         | 草加中央防災広場       | 【午前】9時5分・11時35分 【午後】1時45分                            |
|         | 谷塚駅東口          | 【午前】8時45分 【午後】2時                                     |



ふれあいの里 ☎920-6222 ☎920-6251

| 曜日      | 停留場所                   | ふれあいの里行き・停留時刻   |
|---------|------------------------|---|
| 月・火・木・金 | 獨協大学前(草加松原)駅西口(東武バス停前) | 【午前】9時40分 【午後】0時45分   |
|         | 草加神社バス停                | ★南方向側、☆北方向側<br>【午前】★9時50分・★10時45分 【午後】☆0時35分                  |
| 水・土・日・祝 | 獨協大学前(草加松原)駅西口(東武バス停前) | 【午前】8時30分・9時40分 【午後】0時45分                                     |
|         | 草加神社バス停                | ★南方向側、☆北方向側<br>【午前】★8時40分・★9時50分・★10時45分<br>【午後】☆0時35分・☆2時45分 |

## お持ちですか? 子ども医療費受給者証

問子育て支援課☎922-1476 ☎922-3274



子ども医療費の支給を受けるためには、**子ども医療費受給者証(ピンクの水玉のカード)**が必要です。

市では子どもにかかる医療費の一部負担金を支給しています。通院費用は中学3年生(15歳の年度末)まで、入院費用は18歳の年度末まで対象です。

◆手続きは子育て支援課へ(サービスセンター等ではできません)

- ・受給者証は受給資格登録をすることで受け取ることができます。
- ・市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳までの子ども(生活保護・重度心身障害者医療費受給者を除く)で、受給者証を持っていない人は同課へ問い合わせてください。

## ごみ収集カレンダーを配布

問廃棄物資源課☎931-3972 ☎931-9993

2022年度版

家庭からの可燃・不燃ごみ、資源物等の収集日、廃棄物の適正な分別方法や処理方法を掲載する「草加市ごみ収集カレンダー」を町会・自治会等の協力で3月中旬頃までに各世帯へ配布します。

町会・自治会に未加入等で届かない場合は次の公共施設で受け取れます。また、市ホームページ、下記アプリでも確認できます。

【配布施設】市役所本庁舎西棟(総合案内)・第二庁舎(市民課)、サービスセンター、物産・観光情報センター、保健センター、子育て支援センター、公民館・文化センター、歴史民俗資料館、コミセン、環境業務センター、リサイクルセンター

「ごみ分別アプリ」も活用を!  
収集日のお知らせやごみの出し方などスマホで確認できます。ダウンロードは無料です(通信料は利用者負担)。



iOS版

Android版

## 医療・介護の費用が高額になった人へ費用の一部を支給

問国民健康保険加入者…保険年金課☎922-1593 ☎922-3178  
後期高齢者医療制度加入者…後期高齢者・重心医療室  
☎922-1367 ☎922-3178  
介護サービス費のこと…介護保険課  
☎922-1421 ☎922-3279

■対象 令和2年8月～同3年7月に医療費と介護サービス費の両方を支払った人で、加入医療保険ごとの世帯内の自己負担額合計が下表の限度額を超えた場合

【支給対象外の費用等】

- ・超過分が500円以下の場合や、重度心身障害者医療費支給制度等で助成を受けている分は支給されません。
- ・入院時の食事代や保険適用外の費用、高額療養費や高額介護サービス費としての支給分は自己負担から除きます。
- ・同一世帯内でも、加入する医療保険が異なる場合は合算不可。

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

対象期間内に医療保険の変更がなかった草加市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者のうち、支給対象となる人には、3月末以降に申請書を送付します。申請書と必要書類等を各担当課へ。

その他の医療保険加入者・医療保険が変わった人

草加市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者や、対象期間内に医療保険に変更があった人(75歳になり後期高齢者医療制度に移行した人を含む)は、令和3年7月31日時点での加入医療保険へ必要書類等を確認のうえ、申請してください。

■自己負担限度額  
(令和2年8月1日～同3年7月31日)

|                                      |   | 75歳以上            | 70～74歳      | 70歳未満                      |
|--------------------------------------|---|------------------|-------------|----------------------------|
|                                      |   | 後期高齢者医療費+介護サービス費 | 医療費+介護サービス費 | 医療費+介護サービス費                |
| 現役並み所得者(医療費の負担割合が3割になっている70歳以上の被保険者) | Ⅲ 住民税課税所得(※1)690万円以上                                | 212万円            |             | 基準総所得金額(※2)901万円超 212万円    |
|                                      | Ⅱ 住民税課税所得380万円以上690万円未満                             | 141万円            |             | 基準総所得金額600万円超901万円以下 141万円 |
|                                      | Ⅰ 住民税課税所得145万円以上380万円未満                             | 67万円             |             |                            |
| 一般(住民税の課税世帯)                         |   | 56万円             |             | 基準総所得金額210万円超600万円以下 67万円  |
| 低所得者(住民税非課税世帯)                       | Ⅱ 低所得者Ⅰ以外   | 31万円             |             | 基準総所得金額210万円以下 60万円        |
|                                      | Ⅰ 世帯全員の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額を80万円として計算)を引いた時に0円となる世帯 | 19万円             |             | 住民税非課税世帯 34万円              |

※1 収入金額から必要経費を差し引いた所得金額から地方税法上の各種所得控除を差し引いた額  
※2 総所得金額(給与所得金額や事業所得等の合計額)、山林所得、土地の譲渡にかかる所得等から基礎控除額(33万円)を控除した額